

令和6年度政府予算等に関する政策提案・要望(令和5年6月)の内容

★：新規項目、◎：昨年は重要項目⇒今年は最重要項目

■最重要項目(20項目)

番号	項目名	内容
1	<p>◎子育て支援施策の充実・強化について 【こども家庭庁、文部科学省】</p>	<p>我が国の少子化は深刻さを増しており、2030年代に入るまでのこれから6年から7年が少子化傾向を反転させるラストチャンスと言われるなど、少子化の問題はこれ以上放置できない待ったなしの課題として、地方においても予算を拡充し様々な子育て支援策に取り組んでいるが、少子化の流れを変えることはできていない。少子化・人口減少のトレンドを反転させるためには、国において、少子化対策、子育て支援施策の拡充を加速化し、強力に推進していただく必要がある。</p> <p>については、次代を担うすべての子どもの健やかな育ちを支える基礎的な経済支援策について所得制限を設けないこと及び国の財政負担を基本に、以下の点について要望する。</p> <p>① 子ども・子育て支援新制度の充実 子ども・子育て支援新制度の充実に向けた財源確保を確実にすること。 幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、地方自治体における財政運営に影響が出ることがないように、財源確保を確実にすること。 また、障害児保育のより一層の充実のため、財政措置の拡充を図ること。</p> <p>② 子育て支援の充実 子育て支援施策に対する支援の拡充を行うこと。特に、少子化対策のためには多子世帯への支援が非常に重要であることから、多子世帯に対する経済的負担の軽減に重点を置いた支援となるようにすること。</p> <p>③ 地域の少子化対策への財政支援 結婚支援などの少子化対策を継続・強化して実施できるよう、地域少子化対策重点推進交付金の拡充と運用の弾力化を継続すること。</p> <p>④ 妊娠・出産の願いに寄り添う不妊治療支援 不妊治療への保険適用前後での自己負担額や患者数の比較、保険適用後の医療費の状況などを分析し、保険適用の効果の検証を行い、経済的な理由により不妊治療をあきらめることがないように、保険適用外治療を受ける場合や保険適用と保険適用外の治療を併用する場合、保険適用による3割負担が助成制度時の負担を上回る場合など、自己負担額を軽減する全国一律の制度を創設すること。また、自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援を行うこと。</p> <p>⑤ 子ども医療の国における制度化 国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。また、自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援を行うこと。</p> <p>⑥ 保育士人材等の確保 保育所等や放課後児童クラブについては、施設整備等を図っているものの、地域ごとの需要に見合う保育士や放課後児童支援員の確保が不十分で</p>

番号	項目名	内容
		<p>あることから受入れに制約が生じている。そのため、保育士等の一層の処遇改善及び再就職支援等の多様な取組による人材確保対策をさらに強化するとともに、保育士の配置基準を見直し、保育の質と量の向上に向けたこれらの取組を行うための財源確保を確実にすること。</p> <p>⑦ 給食費の無償化 学校給食費の無償化を検討するに当たっては、次のことに留意すること。 ・学校給食法の趣旨を踏まえ、児童及び生徒の心身の健全な発達や、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う学校給食の目標が達成できる制度とすること。 ・自治体によって、学校給食費や食材の調達状況等が異なることから、それらの状況を把握したうえで制度設計を行うこと。またその際には、新たな費用負担が生じることがないようにすること。 ・保護者負担の在り方についても、国民的な理解が得られるような対応を検討すること。</p> <p>⑧ 高等教育の修学支援新制度の拡充 大学・専門学校等の高等教育にかかる教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業について、所得基準を引き上げるとともに、授業料等の減免額や給付型奨学金の給付額を引き上げるなど制度の拡充を図ること。</p> <p>⑨ 男性の育児休業取得の促進 こども未来戦略方針案では、2025年度から、産後パパ育休（最大28日）の期間の出生時育児休業給付金を手取りで10割相当へと引き上げるとの方針が示されたが、男性の育児休業取得を促進するには、出生時育児休業給付金だけでなく、育児休業給付金についても少なくとも3か月間は、手取りで10割相当への引上げを行うこと。 （子ども政策推進局、総務部、教育委員会、政策部）</p>
2	新興・再興感染症等への対応について 【内閣官房、厚生労働省、こども家庭庁、文部科学省】	<p>＜感染拡大防止対策及び医療提供体制の整備に関すること＞</p> <p>① 新興感染症等の発生に備え、地域において必要となる医療提供体制や検査体制の確保について、財政支援を行うこと。</p> <p>② 今後、新興感染症等の発生時に適切な対応ができるよう、感染症に対応できる人材を育成する仕組みを整備するとともに、都道府県が育成する場合の財政的な支援を行うこと。また、感染症に関連する専門的かつ高度な知識と技術、判断力をもった感染症専門医（常勤医）を院内に配置しやすくするために、診療報酬上の位置づけを明確にすること。</p> <p>③ 重症化や集団感染のリスクが高い高齢者施設等での感染者の早期発見や集団感染を防止するための施設職員に対する定期的な検査に対する財政支援、また、感染が確認された場合、感染拡大防止対策を徹底してサービスを提供できるよう施設等に対する財政支援、県の衛生・防護用品の機動的な調達・供給にかかる財政支援、支援チームの派遣について、引き続き支援すること。</p>

番号	項目名	内容
		<p>④ 感染拡大地域への医師・看護師の応援派遣について、いかなる状況にも対応できるよう、国において総合調整できる仕組みを構築するとともに、地域の実情に応じて、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成、財源措置を国の責任で行うこと。</p> <p>⑤ 保健所の体制確保の重要性を踏まえ、国としても保健師の派遣や育成も含めた体制の充実・確保を図るとともに、保健所業務のひっ迫に対応するため、国への報告の整理など業務の効率化・簡素化について見直しを継続して検討すること。</p> <p>⑥ 新興感染症等が発生・まん延した場合に、ワクチン接種を円滑に推進するため、接種を実施する自治体に対する迅速な情報提供や財政支援を行うとともに、国において必要なワクチンを確保・供給すること。このほか、50歳代から発症率が高くなり治療が長期となる場合もある帯状疱疹について、今後患者が増加することも予想されることから、帯状疱疹ワクチンについて早急に定期接種化を進めること。</p> <p>⑦ 感染症にかかる医薬品の製造・研究開発を行う企業に対し、重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。</p> <p>⑧ 新興感染症等に備え、国において、全国各地のウイルス検体の遺伝子解析・分析を行い、感染力の変化や特性、後遺症などの科学的・専門的情報を迅速に提供できる体制を強化すること。また、地方衛生研究所の機能強化を図るため、人員や検査機器整備・メンテナンスにかかる財政支援を行うこと。</p> <p>⑨ 持続可能な医療提供体制の構築を目指し、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症に対応する必要があることも踏まえ、地域医療構想の実現に向けた医療機関の再編・統合を拙速に進めることなく、都道府県と十分に協議の上、各医療機関が地域で担う役割や機能分化・連携の状況等を踏まえた施策を実施すること。</p> <p>⑩ 新興感染症等に備えるため、第一種及び第二種感染症指定医療機関や、特定機能病院である香川大学医学部附属病院など、各地域が行う様々な感染症対策について、令和6年度以降も、引き続き財政支援を行うこと。</p> <p>⑪ 結核など感染症にかかる医療については、これまで国立病院機構や感染症指定医療機関が政策医療として中心的な役割を担ってきた分野であることから、今後も安定的に医療が提供されるよう、国において支援策を講じるなど、適切に対応すること。</p> <p>⑫ 新興感染症等の感染拡大時においても、保育所等や放課後児童クラブにあっては、保護者が働いており、家に一人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染予防策を徹底しつつ、原則開所しており、国の責任において、保育士、放課後児童支援員等に、</p>

番号	項目名	内容
		<p>感染症対策に関する業務の実施に伴う手当などを支給するための財政措置を講じること。なお、その制度や手続きについては、統一かつ簡素なものとする。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉部、子ども政策推進局)</p> <p><教育環境の整備に関すること></p> <p>① 学校現場で使用する消毒液等の保健衛生用品や校舎消毒に要する経費への財政支援措置などを継続すること。</p> <p>② 学校における感染対策の充実を図るため、好事例の紹介や感染症の専門家による教職員向け研修会を開催するとともに、実践的な指導資料の作成や感染症の専門家を派遣できる体制の構築を図ること。</p> <p>③ 早期に感染状況を把握し、感染拡大を防ぐため、保健衛生部局等も含めた情報の一元化ができるようなシステムでの対応を含めた改善とその財政支援等を講じること。</p> <p style="text-align: right;">(教育委員会)</p>
3	<p>地方財政の充実・強化について 【総務省、財務省、内閣府】</p>	<p>① 一般財源総額の確保・充実等 ウィズコロナにおけるエネルギー価格や物価の高騰などにより、地域経済の悪化やそれに伴う税財源への影響が懸念されるなか、新興・再興感染症等への対応はもとより、喫緊の課題であるこども・子育て政策の強化や人口減少・活力向上対策、南海トラフ地震等に備えた防災・減災対策をはじめ、医療・介護・福祉、地域経済の回復・活性化、雇用の維持・確保、教育の充実など、山積する諸課題に地方公共団体が責任を持って主体的に対応できるよう、地方財政計画において、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増嵩分や、上記のような地方の財政需要を的確に反映し、持続可能で安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実を行うこと。</p> <p>歳出改革については、健全化に向けた努力は引き続き必要であるが、地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であることから、独自の削減が困難であり、これまで高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増嵩分については、国を大きく上回る行財政改革や給与関係経費などの地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきた実情を踏まえ、行政の効率化や人口減少等を理由とした単純な地方歳出の削減は行わないこと。</p> <p>② 新興・再興感染症等対策及び物価高騰対策にかかる適切な財政措置 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けは変更されたものの、今後も感染が継続していくことが見込まれるなか、地方公共団体が引き続き感染拡大の防止対策や物価高騰対策等に時機を逸することなく迅速かつ的確に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など必要となる財源を、増額も含め継続的に措置すること。特に、物価高騰は全国的な課題であり、都道府県単位での対策には限界があることから、引き続き国において全国的な対策を講じるとともに、各省庁が各地方公共団体に各種の支援策を実施するよう求めている現状を踏まえ、各地方公共団体</p>

番号	項目名	内容
		<p>が地域の実情に応じた柔軟で弾力的な対策を実施できるよう、適切な地方財政措置を講じること。</p> <p>③ 臨時財政対策債の廃止及び償還財源の確保 令和5年度の地方財政計画においては、令和4年度に引き続き折半対象財源不足が生じておらず、臨時財政対策債の抑制が一定図られたものの、その廃止や地方交付税の法定率の引き上げなど抜本的な改革を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らないよう、財源不足に対応して必要となる地方交付税の財源を適切に確保すること。 また、既往の臨時財政対策債の元利償還金は、その全額を地方交付税とは別に真水（地方特例交付金等）で財源措置すること。</p> <p>④ 新たに重点的に取り組むべき行政課題に対する財政措置の充実 喫緊の課題であるこども・子育て政策の強化は、国と地方が車の両輪となって取り組んでいく必要があり、適切な役割分担のもと、地方としてしっかりと役割を果たしていくためにも、必要な財政措置を適切に講じること。特に、全国一律のこども医療費助成度の創設や不妊治療の保険適用範囲の拡大、学校給食費の無償化等の実現に当たっては、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。 また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地方公共団体においても、これまで以上に脱炭素・地球温暖化対策に積極的に取り組む必要があるため、必要な財政需要を的確に見込むとともに、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等の拡充や支給要件の緩和など、地域の取組が進むよう必要な財源の確保や柔軟で弾力的な運用を行うこと。 デジタル化の推進についても、官民挙げての取組を積極的に進めていく必要があるため、地方財政計画における「地域デジタル社会推進費」の増額はもとより、「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）」等の確保・充実、運用の弾力化を行うこと。</p> <p>⑤ 地方創生関連予算の十分な確保 テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、社会情勢が大きく変化しているなか、東京一極集中の是正や地方分散型社会の構築に向けて、地方がこの好機を逃さず、地域の特性を生かした効果的な取組を積極的かつ主体的に進め、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化していけるよう、地方財政計画における「地方創生推進費」を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を十分に確保すること。 また、地方版総合戦略に基づく施策や事業を安定的・継続的に推進していくため、「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ等）」の拡充・継続など、地方創生関連予算を十分に確保するとともに、令和6年度までの特例措置となっている「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の拡充・延長を行うこと。</p> <p>⑥ 地方公務員の定年引き上げにかかる適切な財政措置 令和5年度から施行された地方公務員の定年年齢の引き上げの円滑な制度移行において、地方の財政負担が新たに生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。特に、定年年齢の引き上げ期間中も真に必要な</p>

番号	項目名	内容
		<p>な規模の新規採用を計画的に継続するために人件費が増加する場合等においても、適切に地方財政措置を講じること。</p> <p>⑦ 会計年度任用職員制度の円滑な運用に対する財政措置 令和2年度から導入された会計年度任用職員制度が円滑に運用できるよう、制度運用に必要となる地方財政措置を引き続き講じること。特に、令和6年度から施行される勤勉手当の支給に当たっては、所要の地方財政措置を確実に講じること。</p> <p>⑧ 公金支出等事務の経費負担に対する財政措置 地方公共団体における銀行間の為替取引を伴う公金支出（給与・賞与の支給にかかるものは除く。）について、これまで無料であった仕向銀行における手数料負担が令和6年10月から有料となることなどに伴い、地方公共団体における公金支出等事務にかかる経費負担が増加することから、適切な地方財政措置を講じること。</p> <p style="text-align: right;">（政策部、出納局）</p>
4	<p>デジタル化の推進について 【内閣府、デジタル庁、総務省、財務省】</p>	<p>① 地域社会のデジタル化に向けた支援の充実・強化 人口減少・少子高齢化等に伴う様々な課題の解決や、地域の新たな価値の創造による持続可能な地域社会を構築するため、地域の実情を踏まえた自由な発想によるデジタル化を着実に実装できるよう、地方財政計画での「地域デジタル社会推進費」の継続はもとより、「デジタル田園都市国家構想交付金」等の継続・拡充、採択要件の緩和を行うこと。</p> <p>② 地方公共団体情報システムの標準化に対する支援の継続・強化 自治体の情報システムの標準化については、すべての地方自治体が期限までにシステムの移行を確実に実現できるよう、国において情報提供を早急かつ的確に行うとともに、地方の状況に応じたきめ細やかなフォローアップや財政面での積極的な支援を行うこと。 あわせて、基幹業務システムの変更により影響を受けるシステムの改修等に対する経費についても確実な財政支援を行うこと。 また、今後、標準化の対象システムを都道府県利用システムにも拡大していく際は、その検討段階において都道府県と十分に協議を行うこと。</p> <p>③ デジタル人材の確保・育成に対する支援 デジタルに関する知識や技能の習得だけでなく、地域課題の解決やイノベーションの創出につなげることができるデジタル人材の確保・育成や環境整備に対して行う地方の創意工夫を生かした取組を継続的、安定的に実施できるよう、財政支援の充実・強化を図ること。 また、デジタル施策を推進する自治体職員の確保・育成に向け、自治体向けの研修を継続させるとともに、外部人材の登用を容易にする国の官民人事交流制度と同等の法制度や給与体系の在り方等、柔軟な運用が可能となるよう検討を進めること。</p> <p>④ デジタル基盤の整備 県民があまねくデジタル社会の恩恵を享受するには、超高速で安定した</p>

番号	項目名	内容
		<p>ブロードバンド環境をくまなく整備する必要がある、県内特有の島しょ部など条件不利地域であっても、事業者によるブロードバンドサービスの安定的な提供が確保されるよう国が支援し、未整備地域の解消を促進すること。</p> <p>5Gの全国展開については、携帯電話事業者に対する技術支援・財政支援などあらゆる手段を講じて、本県の5G人口カバー率93.0%（2022年3月末）が100%になるよう、基地局の整備を早期に進めること。</p> <p>⑤ マイナンバー制度の理解とカードの普及及び利活用促進のための支援等 マイナンバー制度やマイナンバーカードの普及に向けた周知・広報活動をより積極的に実施するとともに、カードの機能強化を着実に進めること。 また、マイナンバーカードの利活用に向けた地方の独自の取組についての支援を積極的に行うこと。 (デジタル戦略総室、政策部、総務部、商工労働部)</p>
5	<p>地方大学等の振興について 【文部科学省】</p>	<p>① 「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の発展・深化について 地方の大学、短期大学及び高等専門学校（以下、「大学等」という。）が、地域の多様な主体とともに地域の課題を解決し新たな価値を創出する、イノベーション・コモンズ（共創拠点）として機能することができるよう、地域連携プラットフォームなどの共創の枠組みの形成や円滑な運営、発展・深化に対し、人的・財政的な支援の充実を図ること。 また、多様な主体との連携を円滑に進める大学等職員の育成・確保など、大学等の体制の強化を図るとともに、共創の枠組みを通じた具体的な取組の実践に対する支援を行うこと。 さらに、国公立、私立を問わず、大学等がイノベーション・コモンズとしての機能を発揮できるよう、老朽化対策を含む大学等施設の整備充実、機能強化を図るために必要な財政支援を行うこと。</p> <p>② 魅力ある大学等の実現に向けた支援の充実・強化について 大学等が地方創生に資する大学等を目指して改革を進め、それぞれの魅力を最大限に発揮できるよう、大学等への各種補助金・交付金等について、地域発展に貢献する大学等への交付額を拡充するなど、財政支援の充実・強化を図ること。</p> <p>③ 専門職大学の認知度向上と財政支援について 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関である専門職大学について、その質の確保や国民、企業等への認知度向上を図るとともに、県内初の専門職大学として令和3年度に開学した「せとうち観光専門職短期大学」が、観光業界がコロナ禍での離職による人材不足や一層多様化する観光ニーズへの対応など、本県観光の中核を担う専門人材の育成という役割を担っていただけるよう、運営に必要な財政支援を行うこと。 (政策部)</p>
6	<p>四国の新幹線導入について 【国土交通省、財務省】</p>	<p>四国の新幹線の早期実現のため、早急に整備計画格上げに向けた法定調査を実施すること。 (交流推進部)</p>

番号	項目名	内容
7	公共交通への支援について 【国土交通省、財務省】	<p>① 地域公共交通への支援</p> <p>1) 地域鉄道の安全輸送設備や車両更新への支援に必要な予算の確保を図ること。</p> <p>2) 新駅整備と併せて実施する複線化事業を補助対象とすること。</p> <p>3) 社会資本整備総合交付金を活用して新たに創設される支援制度について、事業構造を維持しながら、路線の維持・活性化に取り組む地域についても対象とするよう、制度設計すること。</p> <p>4) 幹線バス等について、補助要件の緩和、補助上限の引き上げを図ること。</p> <p>5) 市町における地域の実情に応じた公共交通維持の取組に対する支援制度の充実を図ること。</p> <p>② J R 四国への支援 J R 四国の様々な経営課題に対する継続的な支援を実施すること。</p> <p>③ 本四航路対策 燃油高騰に対応した助成制度を創設すること。</p> <p style="text-align: right;">(交流推進部)</p>
8	離島への航路の存続に向けた支援について 【国土交通省、財務省】	<p>① 離島への航路に対し、燃油高騰時における助成制度の創設や他の公共交通と比較した運賃の割高感軽減のための制度の拡充を行うこと。</p> <p>② 船舶の建造に対する支援制度の拡充・創設を行うこと。</p> <p>③ 離島への航路と一体となって人流や物流を支える道路の整備のために必要な予算を確保すること。</p> <p style="text-align: right;">(交流推進部、土木部)</p>
9	高松空港の機能強化について 【国土交通省、財務省】	<p>① 国管理空港のなかで、コンセッション空港が不利にならないよう、非コンセッション空港と同等に着陸料を減免するための支援及び、「訪日誘客支援空港」に対する支援を拡充すること。</p> <p>② 高松空港国際線の増便や新規路線誘致等に向けて、グランドハンドリングの人材不足が、航空ネットワークの回復・充実のボトルネックとならないよう、引き続き、必要な措置を講じること。</p> <p>③ 現在の高松空港の基本機能を維持しつつ、カテゴリーⅢの計器着陸装置(Ⅲ-Ⅲ)を早期に整備すること。</p> <p>④ 滑走路端安全区域(RESA)の早期完成を図ること。</p> <p style="text-align: right;">(交流推進部)</p>
10	★本州四国連絡高速道路の通行料金について 【国土交通省、財務省】	<p>令和6年度以降も本四高速を含めた「全国共通料金制度」を継続すること。</p> <p style="text-align: right;">(交流推進部)</p>

番号	項目名	内容
11	地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について	<p>(1) 社会資本整備にかかる公共事業予算の確保【国土交通省、財務省】</p> <p>国において新たに策定される国土形成計画（全国計画）や国土強靱化基本計画も踏まえ、地域経済や県民生活を支え、災害に強く、安全で安心できる住み良い県土づくりを推進するため、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金及び個別補助事業の予算を確保すること。</p> <p>また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめ、国土強靱化の計画的な取組に必要な予算を十分に確保するとともに、別枠で確保されている5か年加速化対策完了後においては、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう予算を十分に確保すること。</p> <p style="text-align: right;">(土木部)</p> <p>(2) 高規格道路等の整備及び交通安全対策等道路事業の推進【国土交通省、財務省】</p> <p>① 高規格道路等の整備推進等</p> <p>本県では、都市部の環状機能や空港・港湾等へのアクセス機能が十分ではないことから、人流・物流の円滑化や活性化により、生産性向上、地域活性化等を図るため、高規格道路等の整備等を強力に推進すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「四国地域 新広域道路交通計画」で広域道路ネットワークに位置付けられた高松環状道路や高松空港連絡道路など、地方都市環状道路や空港・港湾アクセスとなる高規格道路の整備、計画の具体化 ○高速交通体系のストック効果を生かしたICの整備や、貨物輸送の効率化を図る港湾の整備等と連携した県道高松坂出線など、IC・港湾・空港等のアクセス道路の整備 ○高規格道路と代替機能を発揮する国道11号など、ダブルネットワークの強化等の推進による、災害に強い国土幹線道路ネットワークの構築 <p>② 交通安全対策の推進等</p> <p>本県では、人口10万人当たりの交通事故死者数が恒常的にワースト上位となっていることから、通学路等における交通安全対策及び安全で円滑な道路環境の整備を迅速かつ強力に推進するための予算を確保すること。</p> <p>③ 道路施設の老朽化対策等の推進</p> <p>本県では、道路施設の老朽化が進んでいることから、メンテナンスサイクル確立に向けて取り組んでいるが、新たに策定される国土強靱化基本計画も踏まえ、現在進めている5か年加速化対策以降も引き続き予防保全への本格転換を進めるための老朽化対策等に必要な予算を確保すること。</p> <p style="text-align: right;">(土木部)</p> <p>(3) 海岸堤防・河川堤防における地震・津波対策の推進【国土交通省、財務省】</p> <p>南海トラフを震源とする地震の被害想定を踏まえた海岸堤防や河川堤防における地震・津波対策を計画的かつ着実に推進し、継続的かつ迅速に強靱な国土づくりに取り組むために必要な予算を確保すること。</p> <p style="text-align: right;">(土木部、農政水産部)</p> <p>(4) 「流域治水」に基づく防災・減災対策の推進【国土交通省、財務省】</p> <p>これまでとは次元の異なる風水害や土砂災害に対し、県民の安全な暮ら</p>

番号	項目名	内容
		<p>しを守り、強くしなやかな県土づくりを行うため、「流域治水」に基づく防災・減災対策の予算を確保すること。</p> <p>自力避難が困難な要配慮者利用施設や人的・家屋被害のおそれが顕著な箇所を集中的に整備するため、個別補助化など重点的に支援すること。 (土木部)</p> <p>★(5)試験湛水中ダムにおけるダムメンテナンス事業を活用した小水力発電の導入【国土交通省】</p> <p>脱炭素社会の実現に向け、試験湛水中のダムにおいても、小水力発電の導入にダムメンテナンス事業を活用できるよう、採択要件の緩和を図ること。 (土木部)</p> <p>(6)港湾事業の推進【国土交通省、財務省】</p> <p>① 高松港等地方の港湾の物流機能強化の推進</p> <p>高松港朝日地区は、本県に立地する多くの企業が生産する様々な貨物を、日本各地はもとより、世界へ輸送する物流拠点の役割を担っていることから、効率的な輸送体系の構築により地域産業の競争力強化を図るとともに、南海トラフ地震等の大規模災害時の緊急物資輸送体制等の確保のため、地方の港湾において、これらの機能を担う港湾整備の取組を支援すること。</p> <p>② 坂出港におけるカーボンニュートラル実現への支援</p> <p>坂出港は、本州や四国3県とのアクセス性が高く、臨海部に本県随一の大型コンビナート工業団地等を抱えており、カーボンニュートラルを目指すうえで、重要な拠点である。</p> <p>坂出港におけるカーボンニュートラルポートの形成は、化石エネルギーから水素等への転換や、産業跡地の有効活用のみならず、地理的優位性を生かした四国全体の産業構造の転換につながるものであることから、国において新たに策定される国土形成計画（全国計画）も踏まえ、地方におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組を強力に支援すること。</p> <p>③ 国際クルーズ運航再開後の観光需要を取り込むための港湾整備への支援</p> <p>サンポート高松地区は、風光明媚な瀬戸内海に隣接し、商業、業務、官公庁、文化、交流、情報などが集積する四国の中枢拠点であり、クルーズ客船の乗客からも好評を得ており、11万トン級の大型クルーズ客船に対応した岸壁が必要である。</p> <p>国際クルーズ運航再開後の観光需要を取り込み、瀬戸内海クルーズ振興の実現に向けて、地方の港湾におけるクルーズ客船に対応した港湾整備を支援すること。</p> <p>④ 港湾・海岸施設の老朽化対策等の推進</p> <p>本県の港湾・海岸施設の老朽化対策については、メンテナンスサイクルの確立に向けて取り組んでいるが、より一層の加速化が必要であることから、国において新たに策定される国土強靱化基本計画も踏まえ、現在進めている5か年加速化対策以降も引き続き予防保全への本格転換を進めるための老朽化対策等に必要な予算を確保すること。 (土木部)</p> <p>(7)水道広域化後の着実な事業推進に必要な予算の確保【厚生労働省、</p>

番号	項目名	内容
		<p>財務省】 生活基盤施設耐震化等交付金（水道事業運営基盤強化推進等事業）について、令和6年4月に予定されている国土交通省への事務移管後においても、必要な予算を確保するとともに、より利用しやすいものとする事。（政策部）</p> <p>(8)ため池の総合的な防災減災対策に必要な予算の確保と制度の拡充【農林水産省、財務省】 「ため池管理保全法」や「ため池工事特措法」の施行に伴い、劣化状況評価等に基づく「防災工事等推進計画」や「老朽ため池整備促進計画」を策定し、ため池の適正な管理や計画的かつ集中的な防災工事等の推進を図っており、これら対策の円滑な推進のため、安定した予算の確保やソフト対策の充実を図ること。 (農政水産部)</p> <p>◎(9)農業農村整備事業関連予算の確保【農林水産省、財務省】 農業農村整備事業は、食料安全保障の確立や農業競争力の強化、国土強靱化の観点から、地域の実態に即し、計画的に進める必要があるため、農業農村整備事業関連予算について、安定した予算を確保するとともに、事業実施に伴う受益者負担の軽減を図ること。 (農政水産部)</p>
12	<p>畜産業における飼料価格高騰対策について 【農林水産省】</p>	<p>配合飼料価格安定制度については、直前2.5年間の平均値を補填発動基準とする特例が設けられたが、長期間にわたる飼料価格の高騰に伴う畜産農家の経営への影響緩和のため、直近7年中5年の平均値を補填発動基準とするなど、長期間にわたる飼料価格高騰分を十分に補う補填金が支払われるよう、配合飼料価格安定制度の見直しを行うこと。</p> <p>また、配合飼料のような公的なセーフティーネット制度を有さない粗飼料の価格高騰による畜産農家の経営への影響緩和のため、公的なセーフティーネット制度を構築すること。また、稲ホールクロップサイレージや飼料用米などの自給飼料の生産拡大に向けた支援施策の一層の充実強化を行うこと。 (農政水産部)</p>
13	<p>子ども・若者のネット・ゲーム依存症対策について 【厚生労働省、こども家庭庁、文部科学省】</p>	<p>○ 子ども・若者の心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存症について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、他の依存症対策と同様、法整備や医療提供体制の充実などの必要な施策、ネット・ゲーム依存症の危険要因を踏まえた適切な予防対策の策定及び実施を講じること。</p> <p>○ 地方におけるネット・ゲーム依存症の適切な医療等を提供できる人材や、ネット・ゲーム依存の予防対策を教員等に対して指導する人材を育成するため、研修体制の構築や専門家の派遣等の支援を行うこと。</p> <p>○ 国においては、eスポーツの健全かつ多面的な発展に向けた取組を進めているが、eスポーツの活性化が子どものネット・ゲーム依存症につながることはないよう慎重に取り組むとともに、県民をネット・ゲーム依存症から守るため、乳幼児期からの子どもと保護者との愛着の形成や安定した関係の大切さについての啓発など、必要な支援その他必要な施</p>

番号	項目名	内容
		<p>策を講じること。</p> <p>(子ども政策推進局、健康福祉部、教育委員会)</p>
14	<p>医師確保対策について 【厚生労働省】</p>	<p>① 機械的に算定された医師需給推計や将来の必要医師数等の数値のみをもって医師の過不足を判断し、医師が多数・過剰とみなされた都道府県に対して、地域枠医師の臨時定員の廃止や専攻医募集シーリングなど、地域医療の崩壊に直結するおそれのある制約を画一的に設けることは、全く受け入れられないものである。地域の医療提供体制に重大な影響を及ぼす制度の運用に当たっては、その根拠とする数値を客観的に検証できるよう、算定方法や基礎数値をすべて明らかにしたうえで、都道府県から地域ごとの実情・要望を丁寧に取り、慎重かつ柔軟に運用することを強く要望する。</p> <p>② 医師の働き方改革の推進に当たっては、地域の医療提供体制に深刻な影響をあたえることが懸念されることから、地域の医療提供体制を維持するため、必要な医師数の確保や助成制度の創設など必要な対策を一体的に講じることが強く要望する。</p> <p>(健康福祉部)</p>
15	<p>学校における働き方改革の実現について 【文部科学省】</p>	<p>学校における働き方改革を推進するため、国において、義務標準法及び高校標準法の改正による教職員定数の大幅な増員を図るとともに、学校の指導・運営体制を強化するうえで必要な財源を措置すること。</p> <p>専門スタッフ等の一層の拡充による教員の負担軽減や給与上の処遇改善等、教職の魅力化に向けた取組を総合的に推進するために必要な財源を確保すること。</p> <p>クラウド化を含めた統合型校務支援システムや教職員サービス管理システムの導入など校務の情報化に関する財政支援の拡充を図ること。</p> <p>(教育委員会)</p>
16	<p>★部活動改革の推進について 【文部科学省】</p>	<p>① 少子化のなかでも将来にわたり、生徒が希望するスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保や、部活動改革への取組に必要な財源措置を講じること。</p> <p>② 国において、地域移行の必要性や部活動の教育的意義と地域移行との関係性等について十分な広報を行うとともに、地域の実情に応じて部活動の地域移行が円滑に進むよう、改革推進期間終了後もより実効性のある施策を講じること。</p> <p>(教育委員会)</p>
17	<p>四国遍路の世界遺産登録について 【文部科学省】</p>	<p>四国一円に点在する札所を巡る巡礼として、地域社会と密接に関わりながら発展し、今に続く四国遍路の文化的伝統を表す札所や遍路道、道標等の文化遺産を、世界遺産暫定一覧表へ追加すること。</p> <p>また、これら文化遺産の文化財調査を着実に実施できるよう、必要な財政支援を行うこと。</p> <p>さらに、世界遺産暫定一覧表の改定に向けた取組を加速化させること。</p> <p>(文化芸術局)</p>

番号	項目名	内容
18	<p>持続可能な多極連携型まちづくりの起点となるサンポート高松地区の整備の推進について</p> <p>【国土交通省、財務省】</p>	<p>多極連携型まちづくりの起点となるサンポート高松地区において、にぎわいあるまちづくりを実現し、そのにぎわいを高松中心市街地に広めるプロムナード化を進めるためにも、多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくりの推進に必要な予算を確保すること。</p> <p>(土木部、教育委員会、交流推進部)</p>
19	<p>地球温暖化対策の推進について</p> <p>【環境省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省】</p>	<p>① 国を挙げた地球温暖化対策の推進</p> <p>2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素技術の技術開発・社会実装の早期の実現に国が主導的に取り組むとともに、国を挙げての積極的な広報・啓発などにより、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって脱炭素に向けて取り組む機運を醸成すること。</p> <p>② 地域における脱炭素化の促進</p> <p>2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、様々な脱炭素対策を実施するために十分な財政的支援を長期継続的に措置するとともに、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、支給要件の緩和や柔軟で弾力的な運用などにより、自治体が利用しやすいものとする。</p> <p>また、各都道府県が地域の実情を踏まえた地球温暖化対策を効果的かつ迅速に進めることができるよう、関連する都道府県別エネルギー消費統計などの統計資料の早期提供や、将来における地域（都道府県）ごとのエネルギーミックスの見通しなど必要な情報を提供すること。</p> <p>③ 脱炭素に向けた施設・設備等の整備促進</p> <p>地域の企業が、事業活動での脱炭素化により、サプライチェーンで選ばれ続ける企業となるため、工場等での省エネルギー型の設備投資や、再生可能エネルギーの積極的な導入ができるよう、税制の優遇措置や補助金等による十分な支援策を講じること。</p> <p>また、ZEHやZEBによる建築物の省エネルギー化の促進、EVやFCVなどの環境にやさしい自動車の導入促進や充電、充填インフラの整備、運営への支援の充実など、脱炭素に向けた施設・設備等の整備が促進されるよう十分な支援策を講じること。</p> <p>あわせて、地方公共団体自らが建築物の省エネルギー化の促進等に率先して取り組めるよう、十分な技術支援や財政措置を講じること。</p> <p>(環境森林部、商工労働部)</p>
20	<p>◎地方における外国人材の受入れ促進と多文化共生社会の実現に向けた取組等への支援について</p> <p>【法務省、文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>① 地方における外国人材の受入れ促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体による県内企業の外国人材の受入れ支援などの独自の取組に対し、継続的な財政支援を講じること。 ・外国人材の在留資格の取得や変更手続については、受入れ企業等の個々の事情により事務負担は異なるが、提出書類の省略など、一層の簡素化を図ること。 <p>(例えば、詳細な業務内容や雇用の必要性の説明等を任意様式ではなく既存の申請様式の項目に加えるなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「技術・人文知識・国際業務」などの専門的・技術的分野の在留資格において、事業者等の実情を反映し、外国人材が日本人同様の幅広い業種や

番号	項目名	内容
		<p>職種に従事できるよう、従事可能な業務の緩和等を行うこと。 (例えば、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格でホテルのフロント業務に従事する外国人材が、客室清掃や配膳業務にも従事することを可能にするなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能外国人について、地方の人材不足の解消に寄与するよう、制度の浸透や、特定産業分野の追加にかかる柔軟な対応、試験実施国や実施回数増を図ること。また、地域の人手不足に的確に対応し、地域が持続的に発展できるよう、大都市等への過度の集中防止策について、地方自治体や事業者団体等の意見を十分に聴取し、時宜にかなった実効性のある施策を国が責任を持って実施すること。 <p>② 多文化共生社会の実現に向けた取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の生活支援、防災面及び日本語教育に関する支援等や社会参画の促進など、多文化共生の社会づくりに向けた取組や、窓口の設置などの取組に対し、継続的な財政支援を講じること。 <p>③ 外国人児童生徒の受入体制の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人児童生徒が円滑に学校生活及び学習活動を行うことができるよう、義務標準法における日本語指導の教員の配置基準を見直すこと。 ・学校への日本語指導員派遣やオンライン授業等の指導環境整備のための財政支援を拡充すること。 ・日本語指導を担当する教員等の研修の充実や、効果的に日本語指導を行うためのデジタル教材を開発すること。 <p style="text-align: right;">(商工労働部、総務部、教育委員会)</p>